

## 第3 費用の負担

### 1 負担金の意義

基金の業務に必要な費用は、地方公共団体等が負担金として納付することとされています。基金は地方公共団体等に代わって補償業務を行う機関であり、これに要する費用は、本来の補償義務者である地方公共団体等が負担することとされたものです。

### 2 負担金の種類

負担金には、普通負担金と特別負担金とがあります。普通負担金は、療養、傷病、障害、遺族、葬祭及び被災後3年を超える休業補償費等に充てられるもので、特別負担金は、被災後3年間の休業補償費等に充てられるものです。両者は、それぞれ普通補償経理及び特別補償経理という別々の経理区分によって経理され、負担金の収納、補償の実施等に当たっては、それぞれ別立てで損益計算を行い、独立採算制に近い形で運用されています。

このように負担金の種類が2つに分かれているのは、療養のために休業する職員の生活保障をする方法として、当該団体が引き続き所定の給与を支給する場合と、団体が負担金を納付して基金が休業補償を行う場合とがあるからです。すなわち、給与を支給している団体は普通負担金のみを納付するのに対して、基金が休業補償を行っている団体は普通負担金に加えて特別負担金を納付することになります。

特別負担金を納付している団体は、業務規程で指定されており、その数は、都支部100団体（令和5年4月現在）のうち、東京都、23特別区、八丈町、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、臨海部広域斎場組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都公立大学法人、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、地方独立行政法人東京都立病院機構の33団体です。

このように負担金が二本立てとなっている理由は、基金設立当時、休業期間中給与を支給していた団体と休業補償を実施していた団体とがあった経緯に鑑み、基金設立に当たり、現状を尊重してそのまま制度化したためです。

### 3 負担金の算定

地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が補償を実施する職員（「地公災対象職員」という。）は、法第2条、法施行令第1条、昭和42年自治省告示第150号により定められています。3ページの表（地公災補償制度の適用関係及び補償実施機関）もご参照ください。

負担金の額は、定款で定める職務の種類による職員の区分（職種区分）に応じ、当該職務の種類ごとの「地公災対象職員」に係る給与の総額（④退職手当及び児童手当を除く）に、定款（特別負担金は業務規程）で定める割合（以下「負担金率」という。）を、それぞれ乗じて得た額の合計額となっています。

負担金率は、補償費、事務費及びその他の事情を考慮して職種区分別に定款及び業務規程で定められています。

〔負担金の額〕 ＝ 〔 職種区分ごとの給与の総額 × 職種区分ごとの負担金率 〕 の合計

第 1 - 1 表：職員の区分と負担金率

職 員 の 区 分	普通補償経理の負担金率 (基金定款別表第 2)	特別補償経理の負担金率 (基金業務規程別表第 3)
義 務 教 育 学 校 職 員	千分の 1.00	千分の 0.05
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の 1.07	千分の 0.10
警 察 職 員	千分の 3.39	千分の 0.56
消 防 職 員	千分の 2.45	千分の 0.14
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	千分の 1.65	千分の 0.09
運 輸 事 業 職 員	千分の 1.95	千分の 0.41
清 掃 事 業 職 員	千分の 4.18	千分の 0.96
船 員	千分の 4.12	千分の 1.05
そ の 他 の 職 員	千分の 1.08	千分の 0.09

(負担金率は令和2年4月1日から適用)

負担金の納付については、概算負担金及び確定負担金の制度がとられています。ここでは、令和5年度の事務である「令和5年度概算負担金」と「令和4年度確定負担金」を例に、説明します。

〔令和5年度概算負担金〕は、〔令和3年度決算の職員の給与の総額<sup>㊦</sup>退職手当及び児童手当を除く×負担金率<sup>㊧</sup>×リット制適用団体は適用後の率〕に〔理事長が定める率<sup>㊨</sup>全国共通〕を乗じた額を基に算出する負担金です。

基金都支部の場合、令和5年2月15日付けの基金本部通知及び関係法令等に従い、令和5年3月8日付け支部長通知により、都支部管内の各団体等に対し、令和5年4月5日までに都支部へ報告書を提出することと、令和5年5月15日までに都支部へ負担金の納付をすることを依頼しました。ただし、東京都(都道府県)分の負担金は4月中に基金本部へ送金することから、都の各局については、期限を4月20日として納付をお願いしています。

〔令和4年度確定負担金〕は、〔令和4年度決算の職員の給与の総額<sup>㊦</sup>×負担金率<sup>㊧</sup>〕を基に算出する負担金です。当年春に概算額で報告納付を行った各団体等は、翌年夏に確定額(及び精算額)を報告し、既に納付された概算負担金に対する不足額を納付します。過納額は、基金から還付します。なお、確定額の報告は、5年に限り修正が可能です(事前相談をお願いします。)

基金都支部の場合、令和5年6月29日付けの本部通知及び法令等に従い、令和5年7月7日付け支部長通知により、管内の各団体等に対し、令和5年8月24日までに報告書に決算書等根拠を添えて確定負担金算出額を報告するとともに、不足額を令和5年9月25日までに納付するよう依頼しました。ただし、東京都(都道府県)分は都全体で端数調整を行うことから、都の各局については、報告書の提出期限は8月10日としました。なお、過納額については、基金本部に還付金所要資金を請求し、各団体等へ精算金の還付は、令和5年11月9日から11月20日の間に行いました。

第1-2表 負担金事務の流れ（令和5年度の事務）

	3月	4~5月	6月	7月	8月	9月
<b>令和5年度概算負担金（当年春に概算）</b>						
報告書提出・負担金納付の依頼	R5.3.8					
報告書の提出期限		R5.4.5				
負担金の納付期限※		R5.5.15（都局は4.20）				
<b>令和4年度確定負担金（翌年夏に確定）</b>						
報告書提出・負担金納付の依頼				R5.7.7		
報告書の提出期限					R5.8.24(都局は8.10)	
不足額の納付期限						R5.9.25

※6年度概算負担金は、負担金の納付期限がR6.5.2（都局は変更なし）と早まる予定です。

#### 4 メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職員区分ごとに全国一律ですが、任命権者の公務災害防止のための取り組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、あわせて負担の公平も図るため、平成22年度から負担金の算定に係るメリット制が導入されています。算定方法は、適用団体の職員区分ごとに過去3年間における負担金に対する給付費の割合からメリット増減率を算出し、前記3による従来の負担金算定額に、このメリット増減率を乗じることで算出します。この制度によって、各職場において、公務災害防止への意識を向上させ事故を未然に防ぐことで、負担金の減額と財政負担の軽減が可能となりました。

（負担金算定額）＝〔職種区分ごとの給与の総額×職種区分ごとの負担金率〕×（メリット増減率）

メリット制の適用団体は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市、特例市、特別区、指定都市等加入一部事務組合等（指定都市、中核市又は施行時特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合）となっており、基金都支部においては、都、23区及び八王子市が対象となっています。

#### 5 職種区分及び範囲

負担金という職種区分は、「船員」を除くと、日常業務で我々が使っている職種とは異なり、個人に着目するのではなく、事業、組織に着目して区分されています。例えば「清掃事業職員」は、清掃事務所に在籍する現業職員のみでなく、本庁・事務所で清掃事業の予算管理や事業計画等を所管する一般事務職員も含まれます。職員の区分に応ずる職員の範囲は、第1-3表のようになっています。

それぞれの職員区分の内容については、次のとおりです。

- (1)「義務教育学校職員」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小・中学部などの職員で、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が、経費の一部を負担する者をいいます。具体的には、これらの学校職員のうち、教

員、事務職員などはこれに該当しますが、給食作業員、学校用務職員などは除かれます。

- (2)「義務教育学校職員以外の教育職員」とは、義務教育学校職員以外の公立学校職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く）の職員です。公立学校とは、地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する学校をいい、各種学校は含まれません。具体的には、公立の大学、高校、幼稚園の教職員、公立小中学校の給食作業員、学校用務職員など及び教育委員会事務局、図書館、教育センターの職員などが該当します。
- (3)「警察職員」とは、国家公務員とされている警視正以上の階級にある職員を除く警視庁の職員です。
- (4)「消防職員」とは、消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員です。
- (5)「電気・ガス・水道事業職員」とは、電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員です。
- (6)「運輸事業職員」とは、鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいいます。
- (7)「清掃事業職員」とは、清掃事業に従事する職員をいいます。これらの事業に従事している場合は、もっぱら事務に従事している職員であっても、すべて当該事業職員に含まれます。
- (8)「船員」とは、船員法第1条に規定する船員である職員です。
- (9)「その他職員」とは、上記職員以外のすべての職員です。

第1-3表 職員の区分と範囲

【職員の区分：定款第17条の2 職員の範囲：業務規程第33条】

職員の区分	職員の範囲	留意事項
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により、国が経費の一部を負担する職員	公立の義務教育諸学校の職員で、国がその経費の一部を負担するものをいう。 例：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員（都道府県が定める定数に基づき配置される職員）
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	例：公立の大学、高等学校、幼稚園等の職員、公立の小中学校の給食作業員、用務員などの職員、教育委員会事務局、図書館、教育センター等の職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員	
電気・ガス・	電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事	当該事業に従事している場合は、現業の仕事とは別にもっぱら事務に従事す

水道事業職員	する職員	る職員であっても、すべて当該事業職員に含まれる。（例えば、交通局に所属する職員は、すべて「運輸事業職員」です。）
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	
船員	業務規程第23条の2第1項に規定する船員（船員法第1条に規定する船員である法第2条第1項の職員）	
その他の職員	上記職員以外のすべての職員	